



全ト協発第 529 号(企)
令和 6 年 12 月 27 日

都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 坂 本 克 己



飼料の安定供給に向けた飼料輸送の合理化の取組の徹底について

平素は、当協会の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、飼料輸送においては、高所作業等の特有の作業負担が大きく、飼料輸送を担うトラック運送事業者の人材確保が他品目と比べ更に困難な状況になっているとの声が上がっており、また、これらの課題が改善されなければ、輸送体制の維持ができず畜産業へ多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

このことを踏まえて、今般、農林水産省畜産局長から、別添のとおり「飼料の安定供給に向けた飼料輸送の合理化の取組の徹底について」通知が発出されました。

本通知では、飼料の安定的な供給の維持のために、畜産生産者、配合飼料メーカー・販売店及び運送事業者の飼料輸送の関係者が一体となり、飼料輸送の合理化に向けてより一層連携・協働していくことが要請されています。

つきましては、貴協会におかれましても、本通知の趣旨をご理解の上、別添通知に掲げる飼料輸送の合理化に向けた取組について、飼料輸送を行っている傘下会員事業者に対する周知等をよろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

・飼料の安定供給に向けた飼料輸送の合理化の取組の徹底について(令和 6 年 12 月 24 日付農林水産省畜産局長通知)

◇本件問い合わせ先 全日本トラック協会 企画部 TEL: 03-3354-1037

6 畜産第2147号
令和6年12月24日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

農林水産省畜産局長

飼料の安定供給に向けた飼料輸送の合理化の取組の徹底について

我が国の物流については、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）が制定され、労働基準法（昭和22年法律第49号）が改正されたことにより、2024年4月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されており、輸送力が不足する等のいわゆる「2024年問題」に直面しています。

この「2024年問題」に対応し、物流の持続的成長を図る観点から、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号）が制定され、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）が改正されたことにより、荷待ち時間の短縮や運送ごとの貨物重量の増加を図るための措置を講ずること等を荷主の努力義務とし、また、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）が改正されたことにより、運送契約の締結に際して附帯業務の内容や対価等を記載した書面を相互に交付することを荷主・運送事業者の義務とすることが定められるなど、その取り巻く環境が大きく変化しているところです。

特に、飼料輸送においては、上記の「2024年問題」に加え、バルク車やクレーン車等の特殊車両が使用されることや、畜産農家に設置されている配合飼料タンクへバルク車等から飼料を補充する際に、タンク横備付けのはしごを上り蓋を開けるという高所作業が発生することなどの飼料輸送特有の作業負担が大きく、飼料輸送を担うトラック運送事業者の人材確保は他品目に比べ更に困難な状況になっているとの声が上がっています。飼料輸送におけるこれらの課題が改善されなければ、輸送体制の維持ができず畜産業への多大な影響が懸念されます。

農林水産省としては、飼料の安定的な供給を維持していくためには、畜産生産者、配合飼料メーカー・販売店及び運送事業者の飼料輸送の関係者が一体となり飼料輸送の合理化に向けたより一層の連携・協働をしていくことが緊要な状況であると考えています。

については、下記事項に示した飼料輸送の合理化に向けた取組について、その推進及び徹底を図るとともに、本通知について貴団体傘下の会員又は組合員に対し、周知・指導等をお願いします。

なお、別添のとおり、各地方農政局長等に通知したことを申し添えます。

記

安定的な飼料供給・飼料流通を維持するため、畜産生産者、配合飼料メーカー・販売店及び運送事業者で連携し、飼料輸送の合理化に向けた以下の取組を徹底すること。

なお、以下の2の取組をするに当たっては、運送事業者が行う配合飼料タンク内の飼料在庫確認作業、バルク車への添加剤等投入作業等の荷受先における附帯業務については、運送以外の役務であることから合意の上で行われるものであることを認識し、これまでの飼料輸送における商慣行について、なお従前のとおり継続することが飼料供給・飼料流通の維持の観点から適切かどうか関係者間でよく検討することが肝要であることに留意されたい。

1 飼料輸送の作業に係る負担の削減及び安全性の確保

(1) 畜産生産者

- ① 飼料の搬入時における配合飼料タンクでの高所作業を削減するため、地上から開閉可能なタンク蓋開閉装置等を活用し、作業者の負担削減に努めること。
- ② 農場に設置している配合飼料タンクの管理者を確認するとともに、自らがタンク管理者である場合は、配合飼料タンクのはしごに背かご等の安全対策がとられているか、支柱やはしごの腐食・劣化等がないか確認を行い、必要に応じて速やかに補修等の対応をすること。また、設置場所周辺の除伐・除草や除雪等により環境整備を適切に実施し、作業者の安全確保に努めること。
- ③ 飼料輸送の作業で支障が生じていないか運送事業者を確認を行うとともに、課題が明らかになった場合には、関係者で協力して当該課題の解決を図るよう努めること。

(2) 配合飼料メーカー・販売店

- ① 飼料の搬入時における配合飼料タンクでの高所作業を削減するため、地上から開閉可能なタンク蓋開閉装置等を活用し、作業者の負担削減に努めること。

- ② 農場に設置している配合飼料タンクの管理者を確認するとともに、自らがタンク管理者である場合は、配合飼料タンクのはしごに背かご等の安全対策がとられているか、支柱やはしごの腐食・劣化等がないか確認を行い、必要に応じて速やかに補修等の対応をすること。また、設置場所周辺の除伐・除草や除雪等により環境整備を適切に実施するとともに、配合飼料タンクの設置場所が畜産生産者等の敷地内である場合には環境整備の適切な実施を促し、作業者の安全確保に努めること。
- ③ リース等により農場へ配合飼料タンクの設置を行う際には、作業安全性に配慮されているタンクを積極的に採用すること。また、リース期間終了後の配合飼料タンクの所有権の所在について畜産生産者と確認をすること。
- ④ 飼料輸送の作業で支障が生じていないか運送事業者を確認を行うとともに、課題が明らかになった場合には、関係者で協力して当該課題の解決を図るよう努めること。

(3) 運送事業者

- ① 配合飼料工場や農場での飼料搬出入等の作業をする際は、作業員は墜落制止用器具やヘルメットなどの着用を徹底すること。
- ② 畜産生産者及び配合飼料メーカー・販売店に対し、現状の飼料輸送で発生している配合飼料タンクでの高所作業やタンクの安全性等の課題について積極的に意見を伝達し、その改善に向けて関係者との連携を図ること。

2 附帯業務を含む運送以外の役務等の取扱いの明確化等

(1) 畜産生産者

- ① 運送事業者が行う、配合飼料タンク内の飼料在庫確認作業やバルク車への添加剤等投入作業などは、運送以外の役務に当たる附帯業務であり、合意なしには運送事業者には作業を行わせることができないものであることを認識すること。
- ② 畜産生産者自らが運送事業者と飼料の運送契約を結んでおり、上記附帯業務を運送事業者が行う場合は、貨物自動車運送事業法の改正により、運送契約の締結に際して附帯業務の内容や対価等を記載した書面を相互に交付することが荷主・運送事業者の義務となることを踏まえ、運送契約の締結時において、附帯業務を明示し、適正な料金を対価として支払う必要があることを認識すること。また、併せて、運送事業者の意見も踏まえ、配合飼料タンクに上ることなく在庫確認が可能なセンサー等の導入や、添加剤等の投入については混合装置や専用の荷台を設置するな

どの安全対策を検討し、できる限り速やかに対応すること。さらに、配合飼料工場で発生する荷待ち時間についても適正な料金を対価として支払う必要があることを認識すること。

- ③ 運送契約において運送以外の役務等に関する取決めがされていないまま運送事業者が作業を依頼している場合は、早急に上記の検討をすること。

(2) 配合飼料メーカー・販売店

- ① 運送事業者が行う、配合飼料タンク内の飼料在庫確認作業やバルク車への添加剤等投入作業などは、運送以外の役務に当たる附帯業務であり、合意なしには運送事業者が作業を行わせることができないものであることを認識すること。
- ② 運送事業者と飼料の運送契約を結んでおり、荷受先で発生する上記附帯業務を運送事業者が行う場合は、貨物自動車運送事業法の改正により、運送契約の締結に際して附帯業務の内容や対価等を記載した書面を相互に交付することが荷主・運送事業者の義務となることを踏まえ、運送契約の締結時において、附帯業務を明示し、適正な料金を対価として支払う必要があることを認識すること。また、併せて、運送事業者の意見も踏まえ、配合飼料タンクに上ることなく在庫確認が可能なセンサー等の導入や、添加剤等の投入については混合装置や専用の荷台を設置するなどの安全対策を検討し、できる限り速やかに対応すること。さらに、配合飼料工場で発生する荷待ち時間についても適正な料金を対価として支払う必要があることを認識すること。
- ③ 運送契約において運送以外の役務等に関する取決めがされていないまま運送事業者が作業を行っている場合は、早急に上記の検討をすること。

(3) 運送事業者

貨物自動車運送事業法の改正により、運送契約の締結に際して附帯業務の内容や対価等を記載した書面を相互に交付することが荷主・運送事業者の義務となることを踏まえ、運送契約の締結時において、運送以外の役務等の内容やその料金等について、その算出根拠を示すなど改めて依頼者と協議し、これらの契約内容に係る認識を依頼者との間で一致させること。この際、輸送運賃について、飼料輸送用のバルク車等の特殊車両については、「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について」（令和6年3月22日付け国自貨第844号国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長通知）において、「標準的な運賃においては一般的なバン型車両を念頭に運賃表を設計しているが、冷蔵車・冷凍車を使用する場合については原価調査の結果に基づき割増率（2割）を設定している。同様に、海上コンテナ輸送車、セメントバルク車、ダンプ車、コンクリートミキサー車、タン

ク車についても割増率を設定している。また、これ以外の特殊な車両を使用する場合については、上記の計算方法も参考にしつつ、別途原価計算を行うことが望ましい。」とされており、飼料輸送用のバルク車についても、各運送事業者において原価計算の上、特殊車両割増を適用するよう交渉するなど、飼料輸送業務が継続的に運営できるよう対応すること。

3 長距離・長時間輸送の削減及び効率的な配送実施への協力

(1) 畜産生産者

- ① 飼料の在庫管理不足に起因する突発的な直前発注は、効率的な飼料配送の阻害と他の畜産生産者への配送が滞る原因となるため、農場の配合飼料タンクの在庫確認の徹底と、余裕を持った適切な発注を行うこと。
- ② 頻回発注を避ける観点から、まとまった量での発注を意識するとともに、配合飼料タンクの増設や大型化により飼料の貯蔵量を増やすことを検討するなど、可能な限り効率的な配送に協力すること。

(2) 配合飼料メーカー・販売店

- ① 突発的な直前発注や頻回発注を受けた場合は、運送事業者の状況を確認した上で対応することとし、運送事業者の効率的な配送計画の構築に協力すること。また、頻回発注を避ける観点から、配合飼料タンクの増設や大型化について畜産生産者と相談しながら検討する等、可能な限り効率的な配送に協力すること。
- ② 配合飼料工場における荷待ち・荷役等時間の実態の把握に努めるとともに、畜産生産者や運送事業者と連携してその短縮を図ること。
- ③ 農場の配合飼料タンクの効率的な在庫確認の仕組みづくりへの協力や、ストックポイントを活用した輸送及び共同輸送等に取り組むなど、非効率的な配送環境の改善に努めること。

(3) 運送事業者

- ① 積載率の向上など効率的な配送に努めること。
- ② 農場の配合飼料タンクの効率的な在庫確認の仕組みづくりへの協力や、ストックポイントを活用した輸送及び共同輸送等に取り組むなど、非効率的な配送環境の改善に努めること。
- ③ 自然災害や家畜防疫上の問題等から配送計画の突発的な変更が発生する可能性があることを踏まえ、必要に応じて柔軟な対応が可能となるよう関係者と連携し輸送体制の整備に努めること。